

都留市告示第 94 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、都留市ターゲットバードゴルフ場使用料徴収及び納入業務を委託したので、同法第 243 条の 2 第 2 項の規定により、つぎのとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

都留市長 日向 美 徳

- 1 業務委託名
都留市ターゲットバードゴルフ場使用料徴収及び納入業務
- 2 受託者名
山梨県都留市古川渡 333 番地
都留市ターゲットバードゴルフ協会
会 長 小俣 亨
- 3 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日